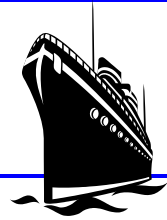


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

貨物自動車運送事業法における荷主勧告の運用通達の改正について

荷主勧告制度は、トラック運送事業者が行った過積載運行等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、国土交通省が該当荷主に対して是正措置を勧告し、トラック運送事業者の違反行為再発防止を図るものです。

本制度は、2008年より施行されていましたが、今般、荷主勧告制度をより実効性のあるものとするため、荷主・元請事業者等に対して、荷主勧告の運用強化、運送条件など書面化の推進に関する省令・告示の公布、ガイドラインの公表等がなされ、2014年4月1日より施行されました。

本稿では、荷主勧告の運用通達における改正内容についてご紹介いたします。

1. 制度改正のポイント

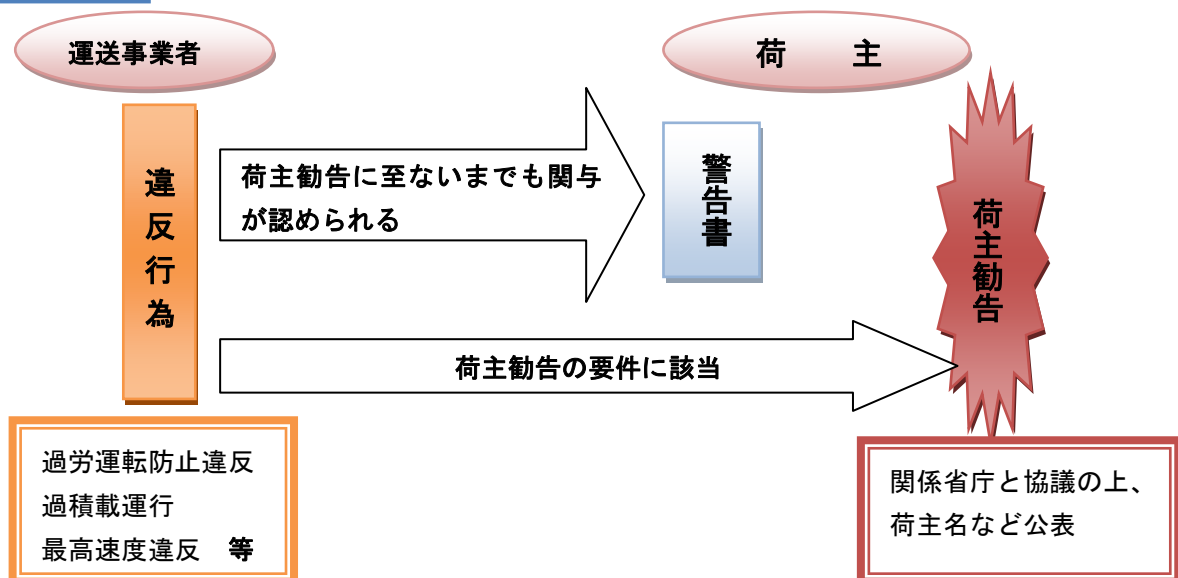
2008年の制度スタート以来、荷主勧告の発動のためには、国土交通省が該当荷主に対して、

- ①「一般的内容の協力要請書」を発出
- ②それから3年以内に違反行為が認められた場合は、「警告的内容の協力要請書」の発出
- ③さらにそこから3年以内の違反を確認してはじめて荷主勧告が発出

という仕組みになっていました。そのため、荷主勧告の適時・的確な発出が困難で違反防止機能を十分に発揮できていないといわれていました。

今回の改正で迅速な勧告への運用ができるようになり、以下の図のように、新制度では過去の違反の実績にかかわらず荷主勧告が発出されます。また、前提となるトラック運送事業者の違反として、従来、過積載運行、過労運転防止違反及び最高速度違反のみが挙げられていましたが、他の輸送の安全に係る違反についても対象となされました（後記3. ご参照下さい）。

新制度



2. 改正による効果の期待

荷主勧告がひとたび発動されれば、企業名はおろか事案概要・指示内容・勧告内容まで公表される厳しい制度ですが、いままでの旧制度では荷主勧告が発出された事例はありませんでした。

この実行性のある制度の改正によって、違反防止への意識が高まり、荷主と運送業者双方の連携による違反防止への取組が、運送上の事故防止・軽減につながると期待できます。

3. 荷主勧告発動の種類

新制度における「荷主勧告発動の対象となる」荷主の行為の種類については以下のとおりです。荷主の範囲は、①真荷主及び②(下請事業者に対する)元請貨物利用運送事業者となります。

荷主勧告発動の種類等

荷主勧告に係る端緒の種類

- 【類型1】 運送契約書等の書類や関係者の証言等から、違反行為に関し荷主の主体的な関与の疑い
- 【類型2】 同一荷主と取引のある複数の事業者が同一の違反
- 【類型3】 過去3年以内に警告書が発出されている荷主の依頼により事業者が対象違反
- 【類型4】 違反に対し、捜査機関が荷主関係者を教唆犯等で捜査
- 【類型5】 警察署長が荷主に過積載運転要求に係る再発防止命令書を発出

荷主勧告に係る荷主の行為の種類

- 違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであること
- その他違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められること
- 荷主が事業者に対する優越的な地位や継続的な取引等を利用し次のような行為を実行
 - 【類型1】 非合理的な到着時間の設定
 - 【類型2】 やむを得ない遅延に対するペナルティの設定
 - 【類型3】 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼
 - 【類型4】 管理荷捌き場において手待ち時間を恒常的に発生させているにもかかわらず事業者の要請に対し、通常行われるべき改善措置を行わない場合
 - 積載方法の見直し、プースの見直し、作業マニュアル等現場改善活動、手待ち時間長時間化の際の到着時間の再設定・ルート変更等のマニュアル化、手待ち時間の実態把握や拘束時間内における作業完了等への配慮 等
- 【類型5】 荷主が事業者に対し、違反行為を指示、強要等

このような荷主の行為が見られた場合、個別具体の事例に応じ、荷主勧告の要件に該当するか否かを判断

※ 荷主勧告書における勧告内容のイメージ

- 【例1】 事業用自動車の運転者について、改善基準告示違反につながるような貨物の到着時間の設定を行わないよう勧告する。
- 【例2】 事業用自動車の運転者に最高速度違反を惹起させることのないよう、契約において、交通渋滞等やむを得ない事情による到着時間の遅延に対し、ペナルティを課すことをしないよう勧告する。
- 【例3】 事業用自動車の運転者に過積載運行を惹起させることのないよう、積込み前に貨物量を増やす急な依頼をしないよう勧告する。
- 【例4】 貴社管理の荷捌き場において、恒常的な手待ち時間が発生させ、事業用自動車の運転者に改善基準告示違反となるような乗務をさせないよう、事業者と協議の上、積載方法の見直し、プースの増設等の措置を講ずることを勧告する。
- 【例5】 トラック運送事業者に対し、過積載となるような運行を指示しないよう勧告する。

資料:国土交通省HP

<参考文献>

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>